

答 申 書
(答 申 第 189 号)
平成 27 年 4 月 2 日

1 審査会の結論

別紙 1 の (1) に掲げる開示請求に対し、別紙 1 の (2) の表の○を付したものを対象公文書として特定したことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙 1 の (1) に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 6 年北海道規則第 20 号。以下「廃棄物処理法施行細則」という。）第 20 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理実績報告書（以下「別記第 33 号様式」という。）及び同条第 3 項に規定する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（以下「別記第 35 号様式」という。）のうち、実施機関の保有する別紙 1 の (2) の表の○を付したものを（以下「本件開示文書」という。）を対象公文書として特定し、本件開示文書の一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する非開示情報に該当するとして公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件異議申立ては、非開示部分の開示を求めているものではなく、本件開示文書のほかにも本件開示請求に係る対象公文書があるとして、〇〇〇〇の平成〇年度別記第 33 号様式及び〇〇〇〇の平成〇年度から平成〇年度までの別記第 33 号様式の公文書（以下「本件申立文書」という。）の開示を求めるといものであることから、本件開示文書を本件開示請求の対象公文書と特定したことの妥当性について判断することとする。

(3) 本件開示文書の特定について

ア 実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(ア) 本件開示請求の内容のうち、本件開示文書に含めなかった別記第 33 号様式及び別記第 35 号様式は、事業者からの提出を受けておらず、知事が保有していない文書である。

(イ) 未提出の事業者に対しては、通常、電話又は文書にて督促を行っており、本件申立文書の対象である特定事業者へも、過去に文書にて督促を行っている。

(ウ) 廃棄物処理法施行細則及びその他廃棄物処理法関連法令において、別記第 33 号様式及び別記第 35 号様式を提出しないことに対する罰則の規定がない。

(エ) 本件開示請求のうち、不存在となる文書があることは、本件処分の通知の中で示し、異議申立人に対して口頭でも説明を行っている。

イ 廃棄物処理法施行細則によれば、事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃

廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年分の産業廃棄物の処理に関し、当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに別記第33号様式を実施機関に提出しなければならないとされている（第20条第1項）。

異議申立人は、これに基づき本件開示文書以外に対象とすべき本件申立文書があると主張する。

公文書とは、条例第2条第2項により、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものとされる。

そこで本件を見ると、実施機関は、事業者から提出され、取得したものを本件開示文書としており、本件申立文書は、期限までに提出されておらず、また、実施機関からの文書による督促の後も提出がなく、実施機関では取得していないため、本件開示請求に対する対象公文書として本件開示文書を特定したとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他に実施機関に本件申立文書が存在することを窺わせるに足る資料等はない。

したがって、実施機関が本件開示請求の対象公文書として、本件開示文書を特定したことは妥当であると判断する。

ウ なお、情報公開制度は、対象となる実施機関が保有する公文書について、開示請求することができるものであり、保有していない文書を取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではない。

このことから、あたかも本件申立文書を特定事業者から提出させ、実施機関が保有する状態にして、開示又は非開示の決定を行うことを求めるかのような異議申立人の主張は、採用することができない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(5) 附帯意見について

廃棄物処理法施行細則の規定によると、別記第33号様式及び別記第35号様式は、産業廃棄物処理施設の設置者に対して当該施設での廃棄物の処分量の報告を義務付けており、実施機関が取得すべき性格の文書である。

実施機関の説明によれば、上記のとおり未提出の事業者に対して提出を促す努力を行っていることが認められる。しかしながら、一般に、規則等により提出義務のある文書が提出されず、実施機関が取得していないことは、事務処理上不適切であるといえる。

そのため、実施機関には今後の事務処理の改善を期待するものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
-------	---------

平成 26 年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 470） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③補正命令書の写し、④異議申立補正書の写し、⑤異議申立書に係る追加証拠書類、⑥公文書開示請求書の写し、⑦公文書一部開示決定通知書の写し、⑧異議申立ての概要、⑨理由説明書、⑩対象公文書の写し）の提出
平成 26 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成 27 年 1 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異議申立人から意見書の提出
平成 27 年 1 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異議申立人から意見書の提出
平成 27 年 1 月 23 日 (第一部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人による意見陳述の実施 ○ 審議
平成 27 年 3 月 4 日 (第一部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成 27 年 3 月 25 日 (第 78 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成 27 年 4 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

(1) 開示請求の内容

平成○年度から平成○年度までに○○管内の産業廃棄物処分業者から提出があった、産業廃棄物処理実績報告書（別記第33号様式）及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（別記第35号様式）のうち、がれき類及びコンクリートくずの処理に関するもの。

実績報告提出事業者名は下記のとおりとする。

中間処理場

○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

最終処分場

○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

(2) 対象公文書

業者名	平成○年度		平成○年度		平成○年度		平成○年度	
	産業廃棄物処理実績報告書（別記第33号様式）	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（別記第35号様式）	産業廃棄物処理実績報告書（別記第33号様式）	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（別記第35号様式）	産業廃棄物処理実績報告書（別記第33号様式）	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（別記第35号様式）	産業廃棄物処理実績報告書（別記第33号様式）	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（別記第35号様式）
○○○○	○	○	—	○	○	○	○	○
○○○○	○	○	○	○	○	○	○	○
○○○○	—	—	—	—	—	—	—	—
○○○○	○	○	○	○	○	○	○	○
○○○○	/	/	/	/	○	○	○	○
○○○○	○	○	○	○	○	○	/	/
○○○○	○	○	○	○	○	○	○	○
○○○○	○	○	○	○	○	○	—	○
○○○○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 表中、「○」を対象公文書と特定し、一部開示決定を行った。

斜線部は提出義務のないもの。

「—」は提出義務がありながら、知事に提出がなく実施機関が保有していないもの。